

遺族年金支給請求書

通勤災害用

〔注意〕

③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた支店・工事現場等を記載すること。

府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号	① 労働保険番号	③ フリガナ 死 亡 勞 働 者 の 死 亡 生 年 月 日	(男・女)	④ 負傷又は発病年月日 年 月 日 午前・後 時 分頃			
				⑤ 死亡年月日 年 月 日			
管轄局 種別 西暦年 番号 枝番号	② 年金証書の番号	職種 所属事業場 の 名 称 ・ 所 在 地	⑥ 平均賃金 円 錢				
			⑦ 特別給与の総額(年額) 円				
厚等 生の 年受 金給 保 関 係	⑧ 通勤災害に関する事項 ⑨ ① 死亡労働者の厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード ② 死亡労働者の被保険者の資格の取得年月日 年 月 日	⑩ 当該死亡に関して支給される年金の種類 イ 遺族年金 厚生年金保険法の口 遺族厚生年金 国民年金法のイ母子年金 □準母子年金 ハ遺児年金 ニ寡婦年金 ホ遺族基礎年金		⑪ 船員保険法の遺族年金 支給される年金の額 厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード 所轄年金事務所等 円 年 月 日			
		⑫ ③の者については、⑥及び⑦並びに⑨の①及び②並びに別紙の④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫（通常の通勤の経路及び方法に限る。）及び⑭に記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 事業の名称 電話番号 局番 事業場の所在地 郵便番号 事業主の氏名 ㊞					
(法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)							
〔注意〕別紙の④、⑤及び⑬について知り得なかつた場合には証明する必要がないで知り得なかつた事項の符号を消すこと。また、⑨の①及び②については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。							
⑩ 請申 求請 人入	⑪ 請のこ 求遺と 人族が へ年で 申金き 請を受 け遺族 以外	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 住 所	死亡労働者との関係	障害の有無 ある・ない	請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由	
		・					
		・					
		・					
		・					
⑫ 請のこ 求遺と 人族が へ年で 申金き 請を受 け遺族 以外	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 住 所	死亡労働者との関係	障害の有無 ある・ない	請求人(申請人)と生計を同じくしているか い る・い ない		
		・					
		・					
		・					
		・					
⑬ 添付する書類その他の資料名							
⑭ 希望する金融機関又は郵便局	年金の払渡しを受けることを 郵便貯金銀行の 支店等を除く。	金融機関 名 称 預金通帳の 記号番号	※ 金融機関店舗コード				
			銀行・金庫 農協・漁協・信組				本店・本所 出張所 支店・支所
			普通・当座 第 号				
			※ 郵便局コード				
			フリガナ 名 称				
所在地		都道 府県	市郡 区				
預金通帳の 記号番号		第		号			

遺族年金の支給を請求します。
上記により 遺族特別支給金 の支給を請求します。

年 月 日 請求人の
申請人
(代表者) 郵便番号 電話番号 局番
住所 氏名 ㊞

特別支給金について振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
銀行・金庫 農協・漁協・信組		本店・本所 出張所 支店・支所	普通・当座 第 号 口座名義人

様式第16号の8(裏面)

[注意]

1. ※印欄には記載しないこと。
2. 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
3. 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑥に記載すること。
4. ⑦には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
5. ⑥の平均賃金の算定内訳及び⑦の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第16号の6別紙を使用すること。)を付して記載すること。ただし、すでに提出されている場合は除く。
6. 死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には、
 - (1) ①は記載する必要がないこと。
 - (2) ②には、傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
 - (3) ⑧の別紙は付する必要がなく、また、事業主の証明は受け必要がないこと。
7. 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - (1) ⑥には、その者の給付基礎日額を記載すること。
 - (2) ⑦は記載する必要がないこと。
 - (3) 別紙のⒶからⒷまで、並びにⒶ及びⒷの事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
8. ⑩から⑫までの欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
9. この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。
 - (1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検査書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - (2) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類)
 - (3) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族(労働者の死亡時胎児であった子を除く。)が死亡した労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
 - (4) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (5) 請求人(申請人)以外の遺族年金を受けることができる遺族のうち請求人(申請人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
 - (6) 障害の状態にある妻にあっては、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
10. ⑬については、次により記載すること。
 - (1) 遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあっては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあっては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - (2) 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人(申請人)について記載し、他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
11. 「事業主の氏名」の欄及び「請求人(申請人)の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		Ⓐ	